

令和6年度 固定資産課税台帳の閲覧など

問 税務課 (☎62-1008) ID 1009973

◆固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の写しの交付）

固定資産を所有する人や土地・家屋を借りている人は、関係する固定資産の固定資産課税台帳を閲覧できます。所有者など納税義務のある人が希望する場合は、名寄帳の写しを交付します。

時 4月15日(月)～3月31日(月) ※土日祝・12月29日～1月3日を除く

場 税務課、富士松支所、各市民センター

閲覧できる人	・納税義務者およびその同一世帯の親族、相続人 ・納税義務者の代理人 ・固定資産税の納税管理人 ・借地借家人およびその同一世帯の親族 ・借地借家人の代理人 ・固定資産を処分する権利を有する人
必要なもの	・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など） ・相続人は戸籍謄本などの相続権を有することを証する書類 ・代理人は委任状（法人は代表者印を押印したもの） ・借地借家人は賃貸借契約書 ・固定資産を処分する権利を有する人はその権利を有することを証する書類
手数料	・4月15日(月)から5月31日(金)までは無料（6月3日(月)以降は有料） ・借地借家人などが閲覧する場合および過年度分(令和5年度以前分)を閲覧する場合は有料

※電話による内容の問合せは回答不可

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税義務者（非課税などの理由により納税義務が生じない場合を除く）が他の所有者の土地や家屋と比較して、価格（固定資産税の評価額）が適正であるかを確認するために、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

時 4月1日(月)～5月31日(金) ※土日祝を除く

場 税務課

縦覧できる人	・納税義務者およびその同一世帯の親族、相続人 ・納税義務者の代理人 ・固定資産税の納税管理人
必要なもの	・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など） ・相続人は戸籍謄本などの相続権を有することを証する書類 ・代理人は委任状（法人は代表者印を押印したもの）

※電話による内容の問合せは回答不可

※帳簿のコピー不可

◆課税明細書および納税通知書の発送

固定資産税・都市計画税の課税明細書と納税通知書を同封して、**5月上旬**に発送します。なお、第1期の納期限は5月31日(金)です。

障害を理由とした差別をなくすために

問 福祉総務課 (☎62-1208) ID 1003668

障害者差別解消法は、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めることで、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ることを目指す法律です。4月1日より、これまで努力義務だった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されます。あなたのちょっとした配慮で助かる人がいます。

不当な差別的取扱いとは？	合理的配慮の提供とは？
正当な理由なく、障害を理由に差別することです。 例 ・障害を理由に入店を断る。 ・障害のある人を無視して、介助者や付添人のみに話しかける。 ・学校の受験や入学を拒否する。 ・障害者向けの不動産物件はないと言って対応を拒否する。	社会の中にあるバリアを取り除くために私たちにできる配慮やサポートです。 例 ・聴覚障害のある人に、手話や筆談で対応する。 ・車いすを利用している人に、高い所に陳列された商品を取って渡す。 ・視覚障害のある人に、書類などを読み上げながら説明する。